

## 国立大学法人高知大学物部事業場の勤務時間等に関する規則

平成16年4月1日  
規則第32号

最終改正 令和6年1月30日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学就業規則（以下「職員就業規則」という。）の規定に基づき、物部事業場における勤務時間等に関する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(始業・終業時刻等の特例)

第3条 別表1に掲げる職員の始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯は、職員就業規則第35条第2項、第36条第3項の規定により、同表の定めるところによる。

2 別表1に掲げる職員の各人ごとの各日の始業及び終業の時刻及び休憩時間の時間帯は、勤務表により、原則として1ヶ月ごとに、各1ヶ月が始まる7日前までに通知するものとする。ただし、業務上の必要がある場合には、始業及び終業の時刻、休憩時間の時間帯を変更することがある。この場合において、当該職員に対し、事前に通知を行うものとする。

(専門業務型裁量労働制の勤務時間)

第4条 職員就業規則第37条の規定に基づき、別表2に掲げる職員については、労使協定を締結して、専門業務型裁量労働制を適用することができる。

2 前項の職員の業務の遂行手段及び時間配分については職員の裁量に委ねるものとし、前項の職員が所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働したものとみなす。

3 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、職員就業規則第35条第1項及び第36条第2項に規定される所定始業時刻及び終業時刻、所定休憩時間を基本とする。ただし、業務の遂行に必要な始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更は弾力的に運用するものとし、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は専門業務型裁量労働制が適用される職員の裁量によるものとする。

4 休日は、職員就業規則第40条の定めによるものとする。

5 前4項のほか専門業務型裁量労働制について必要な事項は、労使協定により定める。

(非常勤職員の勤務時間帯等)

第5条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第27条第2項及び第28条の規定により、同規則第2条に規定する非常勤職員にも適用する。ただし、非常勤職員各人ごとの各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、同規則第8条に規定する雇用契約締結の際に明示する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日規則第96号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日規則第100号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第107号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月30日規則第50号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時間	
一	A	学術情報課 に勤務する	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 00 分から 午後 1 時 00 分まで
	B	職員	午前 8 時 15 分	午後 5 時 00 分	午前 11 時 00 分から 午後 0 時 00 分まで

別表 2 (第 4 条関係)

区分	適用職員
一	<p>教授、准教授、講師、助教 1 週間当たり 38 時間 45 分の常時勤務を要する特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－PD）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－RPD）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－CPD） フルタイム勤務者の教授（再雇用大学教員）、准教授（再雇用大学教員）、講師（再雇用大学教員）、助教（再雇用大学教員） （上記の職員のうち、専門業務型裁量労働制に関する労使協定（以下「協定」という。）で定める範囲に属する者であって、協定の有効期間ごとに専門業務型裁量労働制の適用を受けることに同意した者に限る。）</p>